

一 委員長制度、實施並ニ規約改正の件

我が組合が從來執つてきた合議制度は個人尊重主義的思想を基分にかつて理想制度であるが實際的にみて大なる欠陥をもつておる。現在規約に従はば組合員の少数者の場合には其の目的も可及的に達せられが組合員多数者の場合は百害あつて一利ない。この事は過去の経験に明かに示してある如く支部を構成單位として選出する代表者委員會に一般組合員を参加させ其の發言を認めざる事は本員の權限と任務を無視し且つ組合の生命である、よればこそ現在生「アチヤス」組合以外に凡ゆる組合は委員長若くは組合長制度を採用してゐるものである。故に本支部は本支部の要求として總括的に本支部として提出する。

規 則

- 第一章 總則
 - 第一條 本組合ハ東亞從業員組合ト稱シ本支部ヲ東京ニ支部ニ置ク
 - 第二條 本組合ハ本組合ノ綱領宣言及ヒ決議ノ遂行ヲ以テ目的トス
 - 第三條 本組合ハ主トシテ東京東亞燈株式會社從業員ヲ以テ組織シ支部ヲ以テ構成單位トス
 - 第四條 支部ハ三十名以上組合員ヲ以テ地域別或ハ業務所別ニ組織ス且シ必要ナル場合執行委員會ノ承認ヲ經テ之レヲ組織スル事ヲ得
 - 第五條 支部ニハ支部長副支部長ヲ置キ所屬支部ノ責任ヲ司ラントス
 - 第六條 支部規約ハ從業員會ノ承認ヲ經ルヲ要ス
 - 第七條 本組合ハ尤モ機關ヲ置キ會務ヲ處理ス
 - 第八條 第一節 大會
 - 一 大會ハ本組合ノ最高機關ニシテ本支部從業員及ビ各支部ヨリ選出